

# 1 ジオパークの理念

ジオパークとは、科学的に貴重な地質や地形などの地球活動の記録を保全して研究や教育に活かすとともに、地質や地形の成り立ちやそれらと人の暮らしとの関わりを実感して楽しむところである。

ユネスコ環境・地球科学部門の支援により 2004 年に世界ジオパークネットワーク (GGN) が設立され、2015 年の第 38 回ユネスコ総会においてユネスコの正式プログラムとなったジオパークは、その活動を通じて、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) を 2030 年までに達成する取り組みを行っている。特に、自然資源、自然災害、気候変動、教育、科学、文化、女性、持続可能な開発、地域と先住民の知恵、地質保全の 10 分野にユネスコ世界ジオパークは焦点を当てている。

ジオパークは、地質・地形などの自然遺産に加えて、大地とつながりのある文化遺産を保全し、教育に結び付け、その良さを訪問者に楽しんでもらえるようなツーリズムの活動とそのため組織がある地域が、審査を受けてジオパークネットワークに加盟できる。日本においては、2008 年に国内の認定機関として日本ジオパーク委員会 (JGC) が発足し、JGC が認定した地域により 2009 年に日本ジオパークネットワーク (JGN) が設立された。

4 年に一度の再認定審査によってその適正や活動度が定期的にチェックされ、常にその品質の維持と向上が求められる。

GGN では、ジオパークを次のように定義しており、JGN も本指針に準拠した活動を行っている。

1. 地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を多数含むだけでなく、考古学的・生態学的もしくは文化的な価値のあるサイトも含む、明瞭に境界を定められた地域である。
2. 公的機関・地域社会ならびに民間団体によるしっかりした運営組織と運営・財政計画を持つ。
3. ジオツーリズムなどを通じて、地域の持続可能な社会・経済発展を育成する。
4. 博物館、自然観察路、ガイド付きツアーなどにより、地球科学や環境問題に関する教育・普及活動を行う。
5. それぞれの地域の伝統と法に基づき地質遺産を確実に保護する。
6. 世界的ネットワークの一員として、相互に情報交換を行い、会議に参加し、ネットワークを積極的に活性化させる。

## 2 推進計画策定の目的

本推進計画は、私たちの足元の大地の成り立ちや大地が育んだ多様な生態系、そこで暮らす人々の営みを知るジオパークの活動を通じて、地球と人間との関わりを理解し、持続可能な社会の構築につなげることを目的としている。地域の魅力を再発見し、地域に対する郷土愛を育むとともに各産業に発展・波及させるため、地域住民及び行政、民間団体、調査・研究機関等が協働で保全し、研究や教育への活用と魅力的なジオツーリズムを推進する。

四国西予ジオパークは、2013年に日本ジオパークネットワークへの加盟認定がなされ、2017年には1度目、2021年には2度目の再審査を受けて認定が継続された。2015年にジオパークのプログラムがユネスコの正式な事業となったことにより日本ジオパーク委員会の審査基準も変化しており、2021年度の審査結果を踏まえながら、持続可能な地域社会の実現を目指すための総合的な指針として本推進計画を策定する。



図 1.ジオパーク推進活動概念図

### 3 背景

西予市は、2013年9月24日に日本ジオパーク委員会から市内全域が「四国西予ジオパーク」として日本ジオパークネットワークへの加盟が認められた。認定審査に係る現地審査において、西予市ならではの地域資源を活かすために行っている住民一体となったジオパーク活動が高く評価されたことにより、愛媛県内初となる日本ジオパークとなった。



日本ジオパーク再認定

また、2017年度及び2021年度には日本ジオパーク委員会によって4年ごとに行われる再認定審査があり、2022年1月28日には四国西予ジオパークとして2度目となる再認定を受けた。

### 4 計画の位置づけ

#### 4-1 計画の役割

日本ジオパーク認定時及び再審査時に日本ジオパーク委員会から提示された課題解決等に向けて積極的かつ計画的に取り組み、ジオパーク活動を通じた市民の郷土愛の醸成と地域の持続可能な開発を行うための基本的な考え方を明らかにし、具体的な計画を示す。

#### 4-2 計画期間

本計画書による計画期間は、計画策定日から次回の再認定審査が実施される令和7年度(2025)までとする。なお、令和8年度(2026)からは、第4次計画を策定・実行する予定である。

## 5 ジオパークの現状

日本ジオパーク委員会が認定したジオパークは、46 地域存在している。うち 10 地域（洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳、伊豆半島、白山手取川）はユネスコ執行委員会よりユネスコ世界ジオパークとしての認定を受けている（令和 5 年度 6 月現在）。

※審査機関である日本ジオパーク委員会は、各分野の専門家から構成されており、ジオパークを支援する学会からの推薦と公募によるメンバーで構成された調査運営部会が審査のための調査運営を行う。文部科学省の日本ユネスコ国内委員会から我が国におけるジオパーク・ナショナル・コミッティとして認証されている組織であり、日本ジオパークの認定及びユネスコ世界ジオパークに申請する国内ジオパークの推薦地域を選定する業務を行っている。

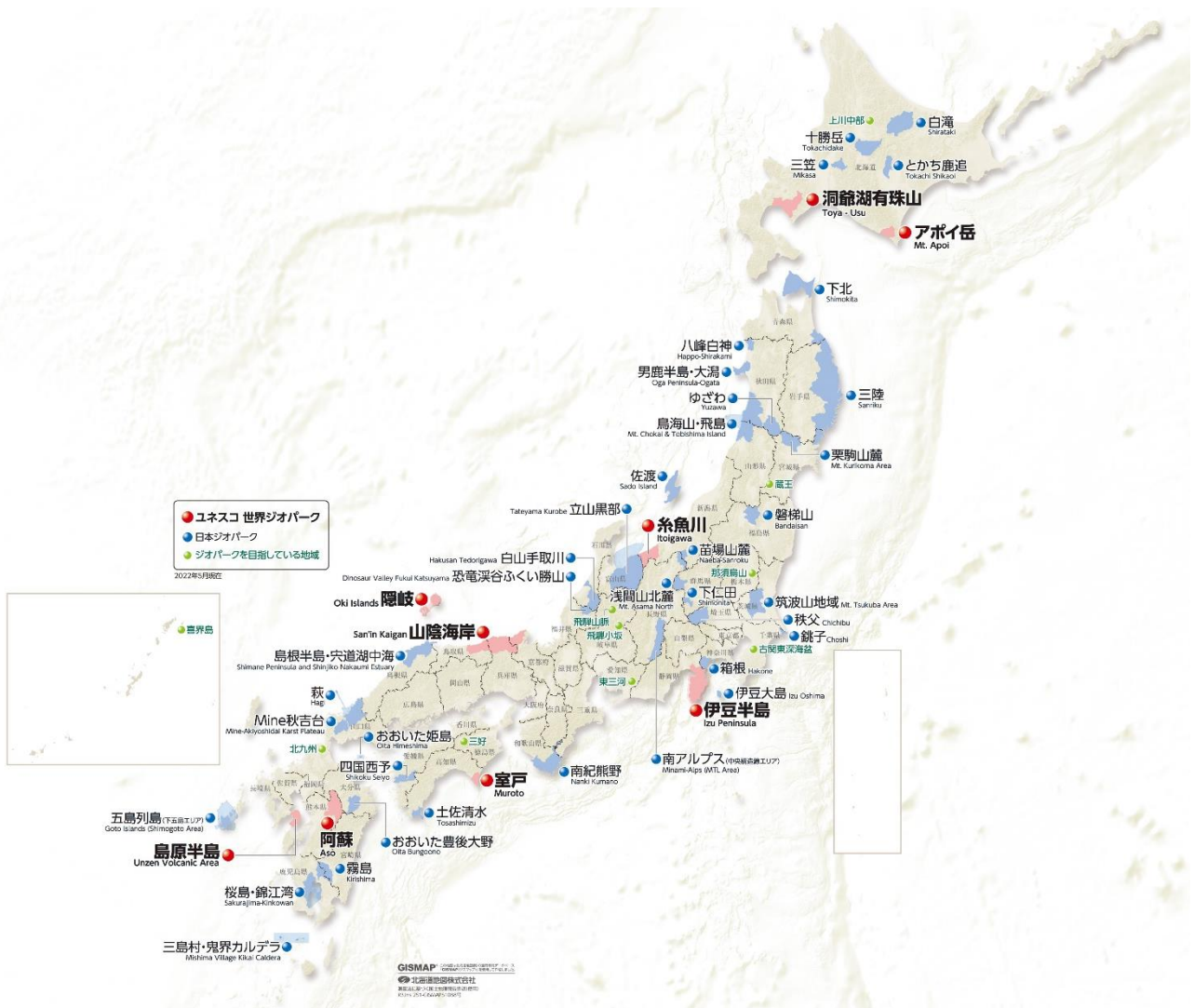


図 2. 日本ジオパーク全体位置図

## 6 再認定審査制度

ジオパークに認定された地域は、日本ジオパーク委員会により4年に一度行われる再認定審査によってその適正や活動度が定期的にチェックされ、常にその品質の維持と向上が求められる。国内ジオパーク（日本ジオパーク）であっても審査基準はユネスコ世界ジオパークと同じであり、そのガイドラインに基づき、持続可能な地域社会の構築と地球資源を守る活動に貢献することが必要である。

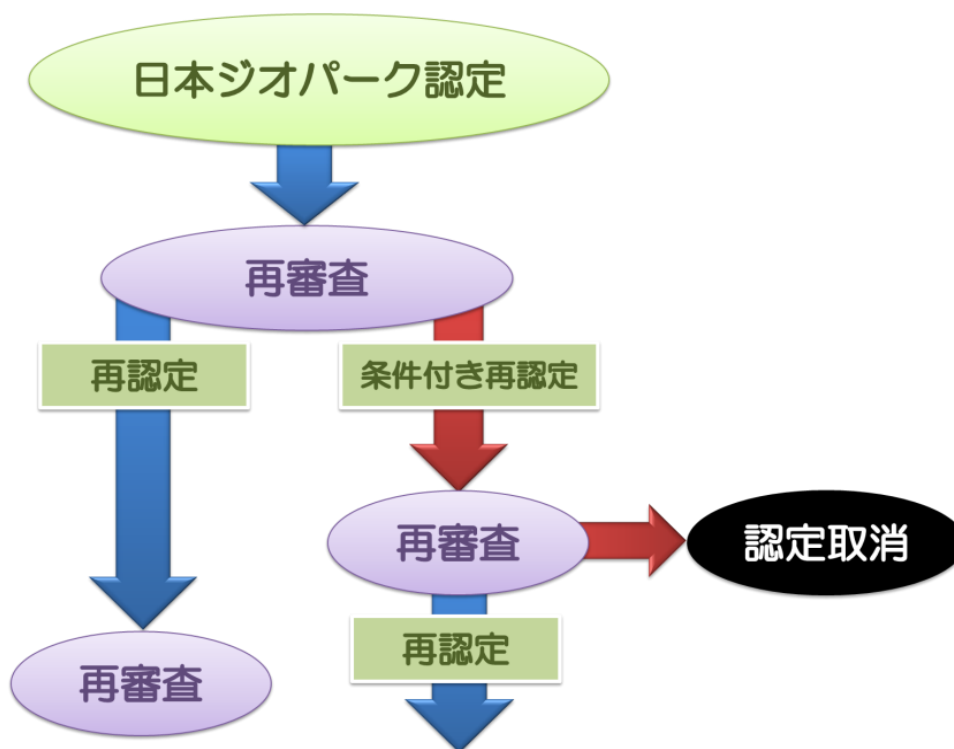


図 3.再審査フロー図

### 再認定審査における評価ポイント

1. 認定時及びその他の機会に日本ジオパーク委員会から指摘した問題点の改善状況
2. 4年間に行った事業及び活動の質と量
3. 運営組織・体制の状況
4. 明らかになった問題点への対応状況

表 1. 再認定審査(2021)における日本ジオパーク委員会評価事項(評価された事項)

No.	内 容
①	協議会内の4つの部会を中心に展開されている、地域住民のボトムアップ的な活動。
②	市役所内の「西予市ジオパーク推進委員会」制度を活用した、持続可能な運営体制の構築。
③	「四国西予ジオパーク まなびのガイドブック」をはじめとする優れた教育プログラムや活用ツール。
④	ジオパーク事務局を離れた人材が、地域でジオパーク活動を実質的に推進している。
⑤	安定的な人員雇用とバランスのとれた協議会事務局員の配置による運営体制の強化。
⑥	「四国西予ジオミュージアム」及び乙亥会館内の「災害伝承展示室」の整備とその活用。
⑦	2018年7月の豪雨災害に見舞われたにもかかわらず、活動の質が低下せず、むしろ地域連携が強化したこと。

表 2. 再認定審査(2021)における日本ジオパーク委員会評価事項(指摘された事項)

NO	内 容
①	地質学的価値を有する「地質遺産」に分類されたサイトを、「地質サイト」とすること。
②	調査が進み、その価値が明らかになりつつある文化的価値のある地域資源を文化サイトに設定する。
③	保全計画を作成し、計画的にサイトの保全を進めること。
④	解説看板の修正や整備を計画的に進めること。
⑤	ジオツアーのモデルコースを作り、来訪客のジオパーク内周遊を図ること。
⑥	ユネスコ世界ジオパーク理念のさらなる理解と地域への浸透を。
⑦	多くの地域住民や団体がジオパーク活動に参画しているということを周知するためにも、ジオパークのロゴマーク掲載を促進すること。